

大田市生涯学習団体チェックリスト

生涯学習エリアは、「生涯学習団体」を支援するため大田市民会館に新設したエリアです。大田市生涯学習登録団体届出要綱に定める会則の有無や人数等、要件を満たし、「生涯学習団体」と認定・登録された場合に、まちづくりセンターと同程度の料金で利用することができます。

また、登録しない場合でも、生涯学習団体と認定されれば「登録のない生涯学習団体」として、生涯学習エリアを通常の利用料金より安価で利用できます。

このチェックリストは、「生涯学習団体」であるかどうかを判断するためのチェックリストです。
下記項目すべてに☑があり、「生涯学習団体」と認定されれば、登録の有無に関わらず生涯学習室が利用できます。

指定管理者様

- 1) □ 年間を通じて継続的かつ計画的に文化・スポーツなどに関する生涯学習活動を複数回行っている
- 2) □ 構成員のうち市内在住者が過半数以上である
- 3) □ 代表者が有償講師ではない
- 4) □ 代表者または会員が、指導者（講師）として謝礼を得る教室ではない
- 5) □ 学校管理下にある部活動等ではない
- 6) □ 団体のうち高校生以下が8割を超えない、または超える場合は、活動責任者となる保護者がいる
- 7) □ 営利等商業行為または対価・報酬を得ることを目的としていない
- 8) □ 民間事業所等が宣伝や営業を目的とする活動でない
- 9) □ 公序良俗に反しない活動内容である
- 10) □ 特定の政党及び宗教に関わる活動を目的としていない
- 11) □ このチェックリストに会の会則が添付してある
- 12) □ このチェックリストに会の会員名簿が添付してある

大田市生涯学習登録団体届出要綱に基づき、当団体は生涯学習団体として要件を満たしていることを申し出ます。

年　　月　　日

団体名